

引当金に関する会計学的一考察

——商法および計算書類規則に関連して——

飯野利夫

(二橋大学教授)

## 一 はじめに

東京証券取引所の調査によれば、昭和四四年四月一日現在、東京証券取引所に上場している会社のうち、昭和四三年七月から同年二月末日までに決算期の到来した第一部五九〇社、第二部四一三社、計一、〇〇三社の有価証券報告書に添付されている公認会計士の監査報告書において除外事項の付せられている件数は、第一部二三二件、第二部一六八件、うち引当金に関連するものは、第一部では総件数の三一・四％、第二部では二五・二％となっている。これは除外事項のなかで「継続性の変更」について二番目に位する（東京証券取引所編・証券・一九六九・六一四頁以下）。

これは会社側は、公認会計士が監査意見を表明する場合の規準としている「企業会計原則」における引当金とは異なる解釈にもとづいて、証券取引法にもとづく財務諸表を作成していることにもとづく。すなわち「企業会計原則」と商法とは、引当金の理解について、くいちがいがあからである。このことは、先般公表された法制審議会商法部会「株式会社監査制度改正要綱案」にてらしてもあきらかである。

すなわち要綱案では、監査役の報告書の記載事項として「商法第二八七条ノ二の引当金が設定されているときは、その設定が必要か否か。」をあげながらも（第八第二号(3)）、公認会計士または監査法人が、資本金一億円以上の株式会社の計算書類を監査した結果、取締役及び監査役に提出すべき報告書には引当金に関する事項はふくまれていない（第一四第七号(5)）。このことは要綱案は引当金の設定を業務執行の一部と考えて、会計に関する事項とは考えないことにもとづき、それは引当金に関する理解の相違によるものと思われる。

引当金が、会計処理及び手続に関する継続的適用すなわち継続性の原則ならびに資本準備金や資本積立金以外の資本剰余金、すなわち「いわゆる資本剰余金」とともに、早急に企業会計原則と商法または税法と調整を要すべき重要問題と考えられている所以である。

本稿では、商法および「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」(以下、単に「計算書類規則」という)に関連して引当金について会計学上問題となる若干の基本的事項について考察することにする。

## 二 引当金会計の実態

上にのべたように東京証券取引所に上場されている株式会社の監査報告書では、引当金に関する除外事項が相当にふくまれている。

次にかかげるのは、計算書類規則にもとづいてT電気株式会社が作成した最近の貸借対照表における負債の部および資本の部である。

この貸借対照表の負債の部に記載されている「引当金」については、大別して二つの問題がある。その一つは、負債の部が(1)流動負債、(2)固定負債および(3)引当金の三つの部に区分されていることであり、いま一つは引当金の部に、本来、資本の部、そこに示されている資本の部の区分にしたがえば、「剰余金」の区分にふくめて記載されるべきものがふくまれていることである。前者は計算書類規則第二五条にもとづくものであり、後者は商法第二八七条ノ二の引当金についてある種の解釈をとったことに由来する。

### 三 引当金の本質

ここでは、このような二つの問題のうち、まず後者の引当金の本質をめぐる問題について考察することにする。

| 負債の部     |     |    |  | 円               |
|----------|-----|----|--|-----------------|
| 流動負債     | 手掛  | 形金 |  | 315,015,453,935 |
| 支買短期     | 掛借  | 入金 |  | 68,691,222,425  |
| 社未前預納    | 払受り | 債金 |  | 117,917,325,498 |
| その定      | 税引  | 金債 |  | 2,996,300,000   |
| 引        | の他  | 金債 |  | 34,343,173,728  |
| 改貸       | 引当  | 金債 |  | 14,421,229,534  |
| 格退       | 引当  | 金債 |  | 6,500,000,000   |
| 海外市場開拓   | 引当  | 金債 |  | 972,164,017     |
| 海外投資損失   | 引当  | 金債 |  | 63,688,324,849  |
| 電算機買戻損失  | 引当  | 金債 |  | 32,509,020,000  |
| 日本万国博出展  | 引当  | 金債 |  | 25,982,755,179  |
| 負債の部合計   |     |    |  | 5,196,549,670   |
|          |     |    |  | 16,629,571,725  |
|          |     |    |  | 90,571,725      |
|          |     |    |  | 2,968,000,000   |
|          |     |    |  | 4,600,000,000   |
|          |     |    |  | 6,448,000,000   |
|          |     |    |  | 997,000,000     |
|          |     |    |  | 540,000,000     |
|          |     |    |  | 744,000,000     |
|          |     |    |  | 242,000,000     |
|          |     |    |  | 395,333,350,509 |
| 資本の部     |     |    |  |                 |
| 資法定      | 準備  | 金  |  | 72,770,863,550  |
| 資再利      | 準備  | 金  |  | 18,294,432,017  |
| 剩        | 積立  | 金  |  | 7,928,818,711   |
| 研別前      | 備金  | 金  |  | 2,359,113,306   |
| 当        | 余   | 金  |  | 8,006,500,000   |
|          | 途   | 金  |  | 30,146,115,839  |
|          | 期   | 基  |  | 2,160,000,000   |
|          | 期   | 立  |  | 18,155,000,000  |
|          | 期   | 利  |  | 988,309,251     |
|          | 期   | 益  |  | 8,842,806,588   |
|          |     |    |  | 121,211,411,406 |
| 資本の部合計   |     |    |  | 516,544,761,915 |
| 負債及び資本合計 |     |    |  |                 |

さきあげた貸借対照表には、引当金として、会計上(1)引当金に属するものと(2)しからざるもの、または税法上の(1)引当金と(2)準備金とがふくめられている。退職給与引当金は(1)に属し、価格変動準備金等は(2)に属する。

引当金に関する会計学的一考察

このような異質のものがともに引当金として表示されているのは、商法第二八七条ノ二の引当金を次のように解釈することにとづく。すなわち同条における「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ」にいう「特定」を支出または損失の生ずる原因および損失を蒙る資産等の対象となるものがある程度特定していることによつて、その支出または損失がある程度特定していればよいと解するのである。（上田明信・ジュリスト二四七号二三頁、同・財經詳報九四八号三頁、味村治・ジュリスト二四七号二三頁など）。このような解釈によれば、価格変動準備金も棚卸資産と有価証券についての価格下落という損失に備えるためのものとして、商法上の引当金にふくめられることになる。上記の貸借対照表はこのような解釈にもとづいて作成されている。監査報告書に引当金に関する除外事項が多いのは、このような解釈が企業会計原則もしくは会計理論に一致しないことにもとづく。それでは会計学的には、引当金はどのように理解されているのであろうか。

会計学上の引当金の本質を明確にしたわが国の文献としては、何よりもまず昭和九年九月に発表された商工省臨時産業合理局財務監理委員会「財務諸表準則」をあげなければならない。これはそれまで「準備金」のなかに本質的に異なる二つのものがふくまれていた実情にかんがみ、準備金という語を廃して、「引当勘定」と「積立金」との二つに分けた。ここに引当勘定というのが、今日、引当金とよばれているものにほかならない。

そこでは引当勘定を次のごとく規定している。すなわち「引当勘定は特定の損失に対する準備にして、其の負担が当該会計年度に属し、其の金額が見積りに依りて定められたるものを示す。」としている（八三）。引当勘定—引当金が「其の負担が当該会計年度に」属する点において、「会社が将来の損失填補其の他の目的を以て利益を留保した金額」を示す積立金と異なる（八九）。

このように引当金が設定されることになるのは、まず、発生主義または費用収益対応の原則にもとづいて、当該会計年度に負担させられるべき費用が認識され、その額が見積測定される。

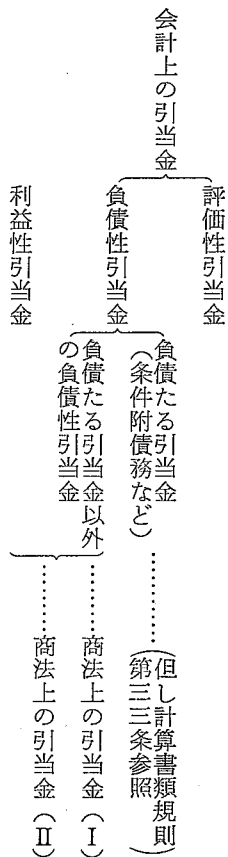
帳簿記入を複式記帳の方法によることのために、簿記上、貸方科目として引当金があらわれてくるにすぎない。まず最初に引当金が考えられるべきではなくて、それに繰入れられるべき費用額こそ、まずはじめに認識・測定されることになる。したがって引当金は「期間費用の影」であり、それ自体何等の実体をもつものではない。費用に計上しながら、原材料費や賃金とはちがって支出をとまわらないいわゆる振替費用であるので、通常の場合、引当金繰入額だけ、何らかの形で企業内部に資金が留保されることになるけれども、このことは引当損を計上した結果もたらされる効果であって、引当金の本質とは全くかわりあいのないことなのである。

そこでこのような会計学における引当金に即してききにのべた商法上の引当金を解釈しようとする立場がある。すなわちこのような立場によれば、商法第二八七条ノ二における「特定」は企業会計の一般慣行に基づいて解すべきであり、したがってそれは費用の発生が確実であるという意味に解すべく、かくて第二八七条ノ二の引当金は、一般会計慣行で認められている負債性引当金よりも広いものではなく、価格変動準備金のようなものは入らないことになる（鈴木竹雄「改正商法について」四七頁、矢沢惇・ジュリスト二四七号二三頁以下、吉田昂・財經詳報四二九号一五頁など）。

もっとも、第二八七条ノ二の引当金をその負担が当該会計年度に属するものだけに限るべきであるとする立場をとるもの場合でも、減価償却引当金や貸倒引当金など、特定の資産の減価を意味する評価性引当金と、労働協約または就業規則等による会社の従業員に対する退職金給付義務をあらわす退職給与引当金等の負債たる引当金（条件付債務な

ど)は、第二八七条ノ二の引当金のなかにふくめないことには、解釈の一致をみている。上に示した貸借対照表において、退職給与引当金が引当金の部に記載されているのは、それを第二八七条ノ二の引当金であるとする解釈にもとづくのではなくて、条件附債務は引当金の部に記載することができるといふ、計算書類規則の規定による(第三三条)。

以上のことを図で示せば次のようになる。



租税特別措置法に規定されている準備金について、一定額を損金に算入することを認める条件の一つとして、従来、法人がその確定した決算において、費用または損失として経理することがあげられていたのに加えて、確定した決算において、利益または剰余金の処分によって積立金として積立てる方法もみとめるにいたったのは、商法上の引当金についてあるさきにもべた二つの解釈のいずれをも先き取りすべきではない、という考え方にもとづくものであらうと思われる。

商法上の引当金を、負債たる引当金以外の負債性引当金と解する説に幾多の批判が加えられる。次にその主要なものをあげて(味村治『経理処理』黒沢清「経理」中、一八八頁以下)、それに対する私見をのべることにする。

まず第一は、第二八七条ノ二は「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為」の引当金というだけであって、その負担が当該会

計年度に属するということ引当金の要件とはしていない。しかも、同条は、損失のために引当金の計上を認めるが、期間損益計算上、損失と収益との対応を必要とする見解はない。したがって会計上の負債性引当金が本条の引当金であると解する文理上の根拠はないのである。

これは余りにも形式的な論理にもとづく、形式的な解釈というべきであろう。引当金に関する条項が商法のなかにとり入れられたのは、引当金についての一般会計慣行が存在し、それにしたがったことにもとづくものであることを考えれば、その解釈にあたっては、会計理論または一般会計慣行を尊重すべきはいうまでもない。ただし、引当金繰入額は、引当金の解釈の如何にかかわらず、損益計算書に費用または特別損失として記載されて、当期利益の算定に当って控除されることになるので、引当金を広く解釈することによって得られた損益計算書によって、計算書類規則にいわゆる「会社の……損益の状態を正確に判断することができる」（第二条）か否かはきわめて疑問であるからである。

第二は、特定の支出又は損失に備えるための引当金であれば、どのようなものでも負債の部に計上することができる。すると、秘密積立金を計上すると同様の結果が生ずるとする引当金を広く解釈する立場への批判についてである。このような批判に対して、彼等は次のようにいう。すなわち引当金の設定の目的は貸借対照表に記載しなければならぬのであるから（商法第二八七条ノ二第一項後段）、引当金の額およびその目的を計算書類の利用者が知り得ることとなり、したがって、計算書類に表示されない秘密積立金とは異なるというのである。なるほど、広く解釈したことの結果、設定された引当金は貸借対照表に表示される点において、いわゆる秘密積立金とは異なる。しかし本来、資本に属すべきものが負債の部に記載され、負債が過大表示されているという実質面では、いわゆる秘密積立金とはいささかも異なるところはない。したがってそれは「公示された秘密積立金」とでもいうべきものである。



このように本来、負債ならざるものが負債の部に記載されることの結果、そのような貸借対照表は会社の財産の状態の正確な判断をあやまらしめる危険が多分にあるといふべきであらう。

先にあげた貸借対照表における引当金一六、六二九百万円のうち、負債性引当金に属すると思われる改修引当金と退職給与引当金の合計額六、五三八百万円をのぞく一〇、〇九一百万円は、本来、資本に属すべきものであり、したがって資本の部合計額はその額だけ、また当期利益もそれらの引当金に当期に繰り入れられた額だけ少なく計算表示されることになる。そのような損益計算書や貸借対照表は、会社の損益や財産の状態についての的確なる判断を可能にする情報ということとはできない。

いうまでもなく、損益計算書や貸借対照表は、企業の外部者に提供される会計情報である。それが情報である以上、その情報の利用者に対して消極的には意思決定にあたっての不確実要素を少なくし、積極的には、利用者の意思決定をあやまらしめず、それにさらにすすんで彼等に役立ちうるものでなければならぬ。

引当金についての解釈もこのような会計情報、よりの確には利用者から行なうのでなければ、計算書類は株主等の立場からは全く役立たないどころか、害あって益のないものとなる。かくて引当金についての広い解釈は、あまりにも形式的で、利用者の立場を全く考慮しない、株主等の利用者不在の解釈であるという譏はまぬがれないであろう。会計とは、いうまでもなく、経済的事象を記録、計算、整理して、その結果を報告する手続であると解されている。報告、したがってその相手方である会計の利用者を無視したものは、十全なる意味における会計とはいふことはできない。したがって引当金についての利用者不在の解釈は、その意味でもとるべきではない。

## 四 引当金の分類

二においてのべたように、引当金に関する問題は、大別して二つ、その一つがその本質に関する実質的なものであり、いま一つはその表示に関する形式的なものである。前者については三において論述したので、順序からすれば当然、後者の引当金の貸借対照表への表示の問題について論ずべきであるが、その前にいま一つ引当金について当然に明らかにおかなければならないことがある。それは引当金を評価性のものと負債性のものとに区分することに反対する説があるということ、そしてそれをどのように考えるべきかということである。このような考え方は、たとえば次のような所説によって代表される。すなわち、

「引当金は期間損益計算における発生主義の適用に基づく不確定費用の計上を、将来における修正確定計算を可能とすることによって合理的ならしめる点において共通の属性を有するのであり、このような事実こそ、引当金を特徴づける基本的な特質と考えることができるのである。引当金の一般的性格をこのように理解する場合には、通説の示すごとく、引当金を評価性のそれと、負債性のそれとに区分し、貸借対照表への異なった表示方法を取りあげることの論拠は、きわめて稀薄であるといわなければならない。評価性引当金をもって主たる勘定に從属する控除勘定を考へたり、負債の厳密な計上という観点から、負債性引当金を把握することは、あまりにも貸借対照表的観点に偏向した思考であるといわなければならない。」というのである（佐藤孝一・企業会計・一五卷一〇号、同趣旨Ⅱ阪本安一・産業經理・二二卷九号、山下勝治・産業經理・二四卷一二号、江村稔・会計・八八卷五号、高松和男・産業經理・二三

巻一号など)。

われわれは、引当金について「その負担が当該会計年度に属する」という点で統一的に把握しながらも、なお、それをいわゆる評価性のものと負債性のものとに分類・区別すべきであると考え。その理由は次のとおりである。一般にあることがらを統一的に把握・説明するということと、統一的に把握・説明されたものを分類するということは、本来、全く異なった作業である。前者はある概念について理論モデルを設定して、それを現実に適用しながら当初のモデルを修正するという試行錯誤を繰り返しながら、統一的な把握や説明に到達するか、さもなければ現に存在するもの、この場合には引当金とよばれるものの中から、共通点を帰納するという作業である。これに対して分類は、そのように統一的に把握され説明されたものを、理解を容易にし、あるいは利用目的に適合することなどのために、さらに属性の異なるごとにグループ分けすることを意味する。したがってあるものについての分類は決してただ一つしか存在しないわけではない。目的にてらしていくつもの方法がありうることになる。

たとえば地域での人口調査について考えてみよう。性別調査もあれば、年齢別調査もあり、さらに職業別調査もある。そして時にはそれらの分類を交錯させて、マトリックス的に調査することも可能である。それでは引当金が評価性のものと負債性のものとに分類・区別されるのは、どのような意図にもとづくのであろうか。

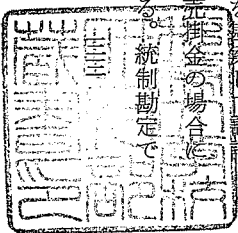
すでにのべたように、引当金が設定されるのは、適正な期間損益を計算するために、まず費用が認識・測定され、複式記帳によることの結果、貸方科目としてである。ところがこのように設定された引当金にも、(1)貸方科目として引当金以外の勘定を用いることの出来ないことのために設定されたものと、(2)本来、資産の勘定に貸記すべきものを、財務諸表の利用または簿記技術上の理由から、直接記帳法によらないで、間接記帳法の結果生ずる引当金という属性の異なる

るものがある。このことについて詳述しよう。

(2)に属するものは、繰入額が特定した資産の減価を意味する減価償却引当金、低価主義の適用にもとづく評価損を計上したことの結果生ずる商品低価引当金、貸倒引当金などがある。これらは一括して評価性引当金とよばれる。

まず減価償却引当金について考えてみる。適正な期間損益を計算するために費用配分の原則にしたがって、減価償却費が認識・測定される。その額を機械や建物等の有形固定資産の諸勘定へ貸記することはもとより不可能ではない。しかし有形固定資産に関する会計事実を株主その他外部者に報告する場合には、その取得原価や製造原価から減価償却累計額を相殺した純額だけを示すよりも、取得原価等から減価償却累計額を控除する形式で有形固定資産の帳簿価額を示す方が、株主等が財政状態や経営成績をよりの確に判断するのに役立つように思われる。このような表示という観点からは、いわゆる直接記帳法よりも、そのような表示が容易に可能となる間接記帳法の方がのぞましい。減価償却の会計処理に当って減価償却引当金を用いられるのはこのためである。

次に貸倒引当金について考えてみよう。この場合には、減価償却の場合とは異なり、引当金による処理すなわち間接記帳法によらざるを得ない。期末債権について貸倒損失を見積計上する。しかしこの場合には、貸倒の見積られた受取手形、売掛金、借入金等の諸勘定の貸方に記入することはできない。その損失は、債務者の破産等の事由によって現実に具体化したものでもなければ、貸倒損失を計上した企業が債権を放棄したわけでもないからである。適正な期間損益を計算するために、過去の経験、現に存在する債権の内容についての吟味、将来における経済の動向等を勘案して認識・測定されたものであり、したがって債権をあらわす諸勘定に直接、貸記することはできない。また売掛金の場合には、このことのほかに間接記帳法によるべき理由がある。売掛金勘定はいうまでもなく、統制勘定である。統制勘定で



ある当然の結果として、もし直接記帳法によって売掛金勘定に貸倒見積額を貸記したとすれば、補助元帳である得意先元帳の何がしの勘定にその額だけ貸記しなければならなくなる。しかしこのようなことは事実上可能ではない。

貸倒引当金の場合には、このように減価償却引当金の場合とは異なり、処理すべき科目としては、引当金以外に貸方科目がないという点では、修繕引当金や退職給与引当金等とは同一である。ところが貸倒引当金がそのような意味で同一性をもつ修繕引当金とは同一のグループに入れられないで、直接記帳法にも、間接記帳法にもよることができ、そのかぎりではその性質を異にする減価償却引当金とおなじグループに属せしめられている。これはどのような規準によって分類され、またそれは何を目的としての分類なのであろうか。

修繕引当金はそれを取り崩す場合、すなわち修繕が行なわれた場合、外部に修繕を依頼したときには、会社資産が流出し、自家修繕のときには材料等が費消され、退職給与引当金もその目的を達するために取り崩される場合には、退職金の支払を要するので会社資産の流出をとまなう。これに対して貸倒が具体化した場合にも、何らの会社資産の流出をとまなわない。このことは減価償却引当金を取り崩される場合に、支出をとまなわないのと同様である。支出をとまなうか否かの点では、貸倒引当金は修繕引当金とは異なり、減価償却引当金と同一性をもつ。貸倒引当金と減価償却引当金の同一性は、単にこのような消極的なことだけではない。それらはともに特定した資産の減価額をあらわすという点においても同一である。

将来支出をとまなうか否か、資産の減価を意味するか否かは、貸借対照表を利用するという立場からはきわめて重要である。したがって引当金を負債性のものと評価性のものとに分けるのはあくまでも貸借対照表の利用を前提とした貸借対照表における表示のちがいにともづくものである。修繕引当金や退職給与引当金は支出をとまなう点において買掛

費や借入金等と同一であり、その結果、負債の部に記載されることになる。これ、それらの引当金が負債性引当金とよばれる所以である。

これに対して減価償却引当金や貸倒引当金は、特定した資産の減価額をあらわすものとして、主たる勘定から控除すべき属性をもつ。それらの引当金が評価性引当金とよばれるのは、それらは特定した資産の減価額をあらわし、したがって控除性評価勘定としての性格をもつからにはかならない。

## 五 負債の三分法

さきあげた貸借対照表では、引当金は負債の部に、流動負債および固定負債とならんだ独立の部で表示されていない。このような負債の三分法は計算書類規則にもとづく（第二五条）。

ここで注意すべきは、ここではこれら三つのものは本来、同一にならべられるべき性質のものとは考えられていないということである。すなわち負債の部に記載されるものに(1)本来、負債であるもの、すなわち法律上の負債と(2)法律上の負債ではない第二八七条ノ二の引当金とがある。このようにまず負債の部に記載されるものをおのづから法律上の負債としからざる引当金とに分け、前者(1)を会計上の慣行にしたがって、流動負債と固定負債とに再分されることになる。負債の三分法はこのような考え方にもとづく。

ところが周知のように資産および負債の流動および固定の分類は、それ自身、あることを目的として行なわれている。すなわち負債をまず(1)決算日以後一カ年内に支払らわれるべきものと(2)しからざるものとに分け、前者(1)が流動負

債、後者(2)が固定負債とよばれる。資産もこれに対応して(1)一カ年以内に収入となり、したがって流動負債の見合財源たりうるものと(2)しからざるものに分けられ、後者がさらに(2)・1)債務弁済のために役立ちうるものと(2)・2)とに分けられる。(1)が流動資産、(2)・1)が固定資産、そして(2)・2)が繰延勘定とよばれる。企業会計原則における資産および負債の分類はこのような考え方にもとづく。

したがって流動・固定分類にとって何よりも重要なのは、流動資産と流動負債の比率である流動比率の大きさであり、その差額である運転資本の額である。かくて資産または負債を流動・固定に分類する立場をとる場合には、流動比率や運転資本の額を誤りなく容易に計算され得るものでなければならぬ。このような立場からは、支払をともなうものを法律上の負債ではないとの理由で、流動負債と固定負債のいずれにも属せしめないのは妥当ではない。そのような貸借対照表から流動比率や運転資本を計算しようとすれば、引当金の部に記載されているものを、その性質に応じて、流動負債と固定負債、引当金を広義に解釈している場合には、さらに資本に組み替えなければならなくなる。与えられた貸借対照表をそのまま利用すれば、流動比率は事実よりも大きく、運転資本は事実よりも多額に計算され、したがって財産状態についての判断をややまらしめるおそれがないわけではない。流動・固定という財政状態の判断という目的に適合するように設定された規準による分類を、再分類にもせよ、法律上の分類という、目的を全く異にする規準に合わせ用いたところに、計算書類規則が利用者不在の貸借対照表を作成させるようになった基本的理由がある。貸借対照表による財政状態の判断をこれまでの方法によって行なうかぎり、負債は流動負債、固定負債および引当金の三つに分類するのは妥当ではない。そのためには、流動負債と固定負債の二つに分けるべきである。

## 六 おわりに

これまでの考察から明らかなように、引当金会計の実態は、引当金の範囲において、またその分類において、会計の利用という点からはほどとおい。このことは一方では会計における計算的側面だけが強調されて、報告・利用の側面が全く忘れられており、他方では、分類というものの本来の性質に全く眼がむけられていないことにもとづく。

引当金会計について、今日、特に重要であると思われるのは、引当金の本質にかんがみ、引当金会計を損益計算の一環としての引当損会計として認識しなおすことである。これこそ、引当金会計を質的に純化し匡正するための基本的方策である。

引当損を計上するに当って多分に見積が介入することはやむを得ない。このことを強調して、引当金と積立金との區別は、本来不明確であり、したがって引当金を広く解釈することをもってただちに不適當であるとすることは妥当ではないとする立場がある。継続企業を人為的に会計期間を設けて期間ごとの計算を行なう今日の会計計算に、見積または個人的判断が入りこむのはやむを得ない。しかしこのことは決して見積を安易に行なうてよいことを意味するものではない。今日、測定について開発されている色々の技術や方法を駆使することによって、引当損をできるだけの確かかつ客観的に測定するように努めなければならない。これが測定の面から引当金会計を純化・匡正するための基本的方策である。